

令和3年第7回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和3年7月26日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時28分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	欠		吉田信雄	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 根岸伸年
次長 清水周二
書記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和3年第7回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬守委員から欠席の旨の、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
事務局長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和3年第7回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて。</p> <p>日程第3、議案第74号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第75号から議案第77号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第78号から議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第84号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第7、議案第85号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>日程第8、議案第86号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、柴崎高志委員と新井一弘委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第6号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>それでは、報告第6号につきまして、ご報告申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>令和3年第4回寄居町農業委員会総会でご審議頂きました議案第48号ですが、譲渡人が亡くなり、譲受人が申請地を相続したため、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げがございました。</p> <p>改めて、この後ご審議いただきます、議案第77号によりまして、農地の所有者が自ら申請人となる、農地法第4条第1項の規定による許可申請がございましたので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告は以上でございます。</p> <p>報告事項ですのでご了承をお願いします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第74号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>

事務局	<p>それでは、議案第 74 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または、設定するものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 74 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は、農地を所有しておらず、利用権設定により、借り入れた農地で耕作をおこなっております。</p> <p>このたびの申請地も、現在は譲受人が譲渡人から借りている農地ですが、自作農地を拡大するため、売買により取得したいとのことです。譲受人は、主にいも類の生産に力を入れており、申請地では、さつまいもを栽培する予定とのことです。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
野澤委員	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>野澤委員。</p> <p>74 号議案について報告します。昨日、譲渡人にお話を聞いてまいりました。譲受人は譲渡人の甥っ子だということで、一生懸命、野菜を作っているため、申請地を譲ることにしたという話でした。譲渡人も農家を辞めるわけではなく、これまでどおりやっていくんですけども、それほど大きな面積でもないし、甥が頑張っているのも、とのことでした。</p>
議長	<p>ということで、この譲渡しに関しては、何ら問題ないものと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 74 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 74 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 75 号から議案第 77 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 75 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 75 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請人は、この後ご審議していただく、議案第 78 号によりまして、住宅建築を目的とした農地転用申請を考えたところ、隣接する農地へ、許可を取らずに倉庫を建てていたことが分かり、正式に許可を得るため、今回の申請に至ったとのことです。追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p>

	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第4条第6項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として、許可となるものです。</p> <p>また、農地法第4条第6項、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
八木委員	<p>八木委員。</p> <p>昨日、25日の午前中に申請人のご長男と面談を行ってまいりました。お話によりますと、先ほど、事務局から説明があったとおり、この後の78号議案で、申請人のお孫さんが住宅を建設するご予定があるそうで、その隣地の2筆に農業用倉庫ということで、利用しておったとのことです。始末書のついた、追認申請というようなことで、特段、問題はない状況でしたので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第75号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第76号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第76号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請人は、昭和49年に現在の居宅を建築し生活しておりましたが、住宅敷地の一部が、県の道路買収の対象となり、手続きを行っていたところ、敷地に建つ物置や居宅の一部が、農地へはみ出していることが分かり、正式に許可を得るため、今回の申請に至ったとのことです。追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p> <p>本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号によりまして、拡張にかかる部分の敷地の面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>なお、農地法第4条第6項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さんにご意見を伺います。</p>
内田委員	<p>内田委員。</p> <p>7月25日、石澤委員、吉田推進委員、内田の3名で現地を確認してまいりました。事務局より説明がありましたとおり、住宅のすぐ近所に、今度新しく、県道が新設されるということで、既存敷地の拡張というようなことであります。なんら問題はないものと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

	<p>議案第 76 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 76 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 77 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 77 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>先ほど、報告第 6 号で報告いたしました、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を取り下げ、改めまして、農地法第 4 条第 1 項の規定によります、許可申請となります。</p> <p>それでは、議案第 77 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請人は〇〇市で縫製業をしておりますが、常時、実家に帰り、農業に携わっているのが現状でしたが、申請地に居住していた母親も亡くなり、今後の農地管理などを考慮し、〇〇市の住居は子どもに渡し、申請地に移住するため、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他、申請に係る土地の地域において居住する者の日常生活又は、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>なお、農地法第 4 条第 6 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さん、ご意見ございますか。</p>
野澤委員	<p>野澤委員。</p> <p>申請人はお母さんから土地を借りて、農家住宅敷地ということで、先ほど 1 ページにありましたけども、それを、譲渡人が亡くなったので、改めて、申請をするということで、内容的には何ら問題はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 77 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 77 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 78 号から議案第 83 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 78 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から、別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 78 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>

事務局	<p>譲受人は現在、〇〇市の貸家に住んでおりますが、手狭となったため、自己用住宅の建築を検討したところ、譲受人である、伯父から土地を貸してもらえらることとなり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>先ほど、説明したとおりですね、25日の午前に譲渡人の長男と面談、現地確認をしました。</p> <p>先ほど、農業用倉庫のお話がありまして、そのすぐ南が今回の申請地です。</p> <p>自己用住宅敷地として利用したいとのことで、既に問題なく、接道等もきちんとしておりまして、現況も、これまでは草刈り等されていた状況です。</p> <p>特に問題はないものと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第78号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第78号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第79号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第79号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、今年、寄居町へ転入し、借家で暮らしておりましたが、町への定住を考え、自己用住宅の建築を考えたところ、スーパーやコンビニも近く、生活環境が良いと思える土地を譲っていただけることとなり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>柴崎推進委員。</p>
柴崎推進委員	<p>それでは、報告いたします。この件については、令和2年11月25日の農業委員会総会でご審議いただいた土地でありまして、譲渡人が、家庭の事情で農地管理ができないとのことで、土地を大きく4つに分筆して、このような複雑な地番になっておりますが、全体の土地を売却したいということで、話を伺ってきております。</p> <p>令和2年の11月19日に譲渡人と面談し、全体の事情を伺っておりますので、今回は、この4つに分割し、売却したい土地に対して、申請を行ったものでございまして、土地の所有者は、土地を売却するため、以前より、土地の仲介業者に依頼をしている土地でありまして、周辺も住宅化されておりますし、支障のない土地と思いますので、ご審議をお願いいたし</p>

	ます。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 79 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 79 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 80 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 80 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、事業が順調に伸びており、従業員の新規採用等の募集も行っておりましたが、現在の駐車場だけでは足りなくなり、土地を探していたところ、今回の申請地を貸してもらえることとなり、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 なお、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元委員さんのご意見をお願いいたします。 石田委員。
石田委員	議案第 80 号について、報告いたします。昨日、7 月 25 日に中嶋委員、須賀推進委員とわたくし、石田で、申請人と連絡が取れなかったため、現地調査のみを行ってきました。 現状は事務局の説明どおりで、周りにも住宅がいくつもあり、隣の畑は何年も作付けがなく、保全状態で、問題ないものと考えますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 80 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 80 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 81 号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 81 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は現在、町内のアパートに家族で居住しておりますが、子どもも授かり、アパートでは手狭となったため、住宅建築を検討したところ、譲受人である父が、実家にも近い、今回の申請地を貸してくれることとなり、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項、第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。

	<p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さん、ご意見をお願いいたします。</p>
須賀推進委員	<p>須賀推進委員。</p> <p>議案番号 81 について、報告いたします。昨日、7 月 25 日の午前中に、中嶋委員、石田委員と須賀の 3 人で、現地調査、譲渡人と面談を行いました。譲受人については、譲渡人の次男ということで、自己用住宅の敷地として、申請をしたとのことでもあります。</p> <p>この件につきましては、令和 2 年の促進協でご審議していただいたものでございます。</p> <p>隣接する農地も譲渡人の所有でして、住宅建設後は、耕作や保全に従事すると譲受人が言っていたとのこと、地元の委員としましては、問題はないものと考えますのでご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 81 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 81 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 82 号について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 82 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、〇〇市に本社を置き、〇〇株式会社や関連企業などの工場から、塗装工事等を受注しておりますが、来春からはそれらの工場が、寄居町へ集約されることが発表されたため、資材等を町へ保管し突発的な仕事にも対応したいと思い、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さん、ご意見を伺います。</p>
石澤委員	<p>石澤委員。</p> <p>昨日、25 日に、内田委員、吉田推進委員と 3 名で、現地調査を行ってまいりました。</p> <p>只今、事務局から説明があったとおり、当該地の西側は、個人の住宅や運送会社の倉庫、南側はアパート、北側は一部、住宅ということで、ほぼ住宅地に囲まれた土地でありまして、農地法上、特段、問題はないと考えましたので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 82 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 82 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>

事務局	<p>次に議案第 83 号について、事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 83 号について、ご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人は、生活の利便性を考え、住宅の建築を検討していたところ、義父が実家にも近い土地を貸してくれることとなり、今回の申請に至ったとのことです。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員さん、ご意見を伺います。</p>
小淵推進委員	<p>小淵推進委員。</p>
議長	<p>議案番号 83 について報告します。昨日、新井委員とわたくし、小淵で現地確認、面談を行いました。譲受人の奥さんに会うことが出来て、お話を伺いました。譲受人の奥さんは、譲渡人の長女ということで、今まで、町外に住んでいたのですが、現在は、譲渡人と同居しております、家ができるのを待っている状態とのことです。</p>
議長	<p>周囲の確認をしましたが、特段、問題ないものと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 6、議案第 84 号、農用地利用集積計画による利用権設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 84 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条、第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p>
事務局	<p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p>
事務局	<p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 84 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 6 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 8 人です。</p> <p>合計 9 筆で、12,065 m²、そのうち、田が 2 筆で、2,872 m²、畑が 7 筆で、9,193 m²となります。</p>

なお、ご決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。

説明は、以上でございます。

議長

この件について、町から決定を求められています、何かご意見はございますか。

(委員の中から、「なし」の声)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 84 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 84 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。

続きまして、日程第 7、議案第 85 号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。

それでは、議案第 85 号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の 7 ページから 8 ページをご覧ください。

それでは、議案第 85 号につきましてご説明申し上げます。

農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。

農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります。

農地中間管理機構が、農地の貸し付け希望者を募集して、農地を借り受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借り受けを希望する者を公募し、応募者の中から、適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けを行うという事業でございます。

当町における農地中間管理事業の推進につきましては、赤浜地区、小園地区、用土地区に加え、昨年度は上郷南・中郷地区、牟礼地区、今市地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。

先ほどご審議をいただきました、議案第 84 号の農用地利用集積計画の整理番号 9 番の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けます。

その借り受ける農地を、どの借り受け希望者に貸付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画でございます。

借り受け希望者は、(賃借権の設定等を受ける者の名称)となります。8 ページにつきましては、対象地区の図面となっており、赤枠で囲われている農地が、今回の農用地利用配分計画の農地でございます。

今回、畑 1 筆、2,919 m²が追加となり、今まで集積された面積も合計をしますと、180,312 m²で、集積率は 18.63%となります。

なお、ご承認をいただきました後に、意見を町に報告し、町はその意見を聴き、町から農地中間管理機構にこの配分計画の案を送付します。その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。

説明は、以上でございます。

議長

この件について、町から決定を求められています、何かご意見はございますか。

議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 85 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 85 号は原案のとおり意見なしで、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第 8、議案第 86 号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 86 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 86 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、本年度末を以って、任期満了となる、寄居町農業委員会が委嘱する、農地利用最適化推進委員を公募するにあたり、推薦・募集要項を定めるものです。</p> <p>議案書の 9 ページの次のページから、推薦・募集要項の案をお示ししましたので、ご覧ください。業務概要につきましては、推進委員は、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地への発生防止、解消、新規就農の活動への支援等を行います。</p> <p>また、毎月の農業委員会総会に出席していただくということになっております。</p> <p>任期は、委嘱をした日から、農業委員の任期満了である、令和 7 年 3 月 31 日まで、推薦募集の区域につきましては、表に記載されたとおり、4 地区で、各地区 2 名ずつとなっております。</p> <p>応募資格につきましては、農地等の利用の最適化の推進に、熱意と識見を有する方であること。</p> <p>募集期間は令和 3 年 8 月 16 日から、10 月 15 日まで、約 2 か月間といたしまして、周知につきましては、広報よりい 8 月号及び、寄居町のホームページに掲載し、お知らせしてまいります。</p> <p>推薦、応募者数が定数を超えた場合は、選考のための委員会を開催し、候補者を内定し、最終的には農業委員会の総会にてご審議をいただき、決定することとなります。</p> <p>机上にスケジュールをお配りいたしましたので、参考にご覧ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 86 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 86 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局から 1 点、ご報告いたします。</p> <p>次回の総会ですが、8 月 25 日水曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>繰り返し申し上げます。8 月 25 日水曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>

議長

それでは他に無いようですので、令和3年第7回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

柴崎 高志 委員 新井 一弘 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年7月26日

議 長

空岡重雄

委 員

新井一弘

委 員

柴崎高志